宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1. 当ホテルが宿泊客及び宿泊予定客との間で締結する宿泊約款及びこれに関する契約は、この約款の定めるところのものとし、この約款の定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが宿泊客及び宿泊予定客との間で法令等及び慣習に反しない範囲の特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は 、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

① 宿泊者名

② 宿泊日及び到者予定時刻

③ 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)

④ その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは 、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を 、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定により料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊予定客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

② 満室により客室の余裕がないとき。

③ 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

④ 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員のうちに暴力団 員に該当する者があるもの。

⑤ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

⑥ 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ 、又は合理的な範 囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下、「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

⑧ 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

⑨ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

⑩ 宿泊しようとする者が泥酔し、又はその者の言動が著しく異常であって、他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき 。(滋賀県旅館業法施行条例第12条)

⑪ 宿泊しようとする者の身体又は衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき。(滋賀県旅館業法施行条例第10条)

⑫ 滋賀県条例第13号滋賀県暴力団排除条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2

宿泊しようとするものは、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客及び宿泊予定客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客及び宿泊予定客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは宿泊客及び宿泊予定客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は 一部を解除した場合(ただし第4条第1項により宿泊契約が成立したときに、当ホテルが宿泊予定客に宿泊契約を解除したときの違約金申し受けについて告知したときに限ります。) は、別表第2(8ページ参照) に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3. 当ホテルは宿泊予定客が連絡をしないで宿泊当日の午後 9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊予定客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

① 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

② 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。

ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

③　宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

④　宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

⑤　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

⑥　宿泊客が当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

⑦　滋賀県条例第13号滋賀県暴力団排除条例の規定する場合に該当するとき。

⑧　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

⑨　宿泊しようとする者が泥酔し、又はその者の言動が苦しく異常であって、他の宿泊客に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。(滋賀県旅館業法施行条例第10条)

⑩　宿泊しようとする者の身体又は衣服が着しく不潔で他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められるとき。(滋賀県旅館業法施行条例第10条)

⑪　寝室での寝たばこ、消防用施設に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条

1. 宿泊客は宿泊日当日 までに次の事項を事前に登録していただきます。

①　宿泊客の氏名、住所及び連絡先

②　日本国内に住所を有しない外国人にあっては 、国籍及び旅券番号

③　その他当ホテルが必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から出発日の午前10時までとします。

2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同頂に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

① 超過4時間までは、室料の30%

② 超過6時間までは、室料の50%

③ 超過6時間以上は、室料の100%

(利用規則の遵守)

第10条

1. 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

① 飲食等サービス時間

PIZZARIA AZZURRI

ご昼食 11:30~ 14:00

ご夕食 17:30~ 22:00

季節により営業時間変更あり

② 附帯 サービス施設サービス時間

ENNE 10:00~17:00

季節により営業時間変更あり

2. 前項の時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することが あります。その場合には、適当な方法をもってお知ら せします。

(料金の支払い)

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1(6 ページ参照)に掲げるところによります。

2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰するべき事由によるものでないときは 、この限りではありません。

2. 当ホテルは消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当ホテルは、宿泊予定客との間で契約した客室が提供できないときは、宿泊予定客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、等室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1. 宿泊客の物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

1. 宿泊予定客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がホテルに置き忘れられていた場合に

おいて、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合 、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金の内訳 (第2条第1項、第3条第2頂、及び第12条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金　追加料金

① 基本宿泊料

　室料

② サービス料(①×10%)

③ 税金

　イ.消費税 等

④ 飲食及びその他の利用料金

⑤ サービス料(④×10%)

⑥ 税金

　ロ、消費税 等

宿泊客が支払う べき総額			
宿泊料金		追加料金	
①	基本宿泊料	④	飲食及びその他の利用料金
	室料	⑤	サービス料(④×10%)
②	サービス料(①×10%)	⑥	税金
③	税金		ロ.消費税　等
	イ.消費税　等		

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2　違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知をうけた日

不泊　当日　前日　2日前　9日前　20日前

契約申込人数

一般　14名まで　100%　80%　80%　50%

団体　15名以上　100%　100%　100%　80%　50%　10%

契約解除の通知をうけた日 / 契約申込人数		不泊	当日	前日	2日前	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	100%	80%	50%		
団体	15名以上	100%	100%	100%	80%	50%	10%

(注)　1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は 、その短縮目数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客 (15名以上)の一部についての契約の解除があった場合、宿泊日の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。) にあたる人数については、違約金はいただきません。

利用規約

当ホテルでは、宿泊約款第10条に基づき 、当ホテルの品位を保ち、また、お客様が当ホテルにご滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記のとおり定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条1項により、客室および当ホテル内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。

また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 客室を許可なしに宿泊及び飲食以外の目的にご使用にならないでください。

2. 館内に許可なしに飲食物を持ち込まれたり、または外部から出前をおとりにならないでください。

3. 火災防止のため、客室内で喫煙なさらないでください。

4. ご訪問客との客室内でのご面会はご遠慮ください。

5. 下記の物品は、他のお客様のご迷惑になりますので、お持ち込みにならないでください。

(イ)動物、鳥類、ペットの類(但し、介助犬は除く)

(ロ)火薬、揮発油、その他発火、引火性のもの

(ハ)悪臭を発するもの

(ニ)常識的大きさ、量を越える物品

(ホ)法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、麻薬の類

6. 館内の諸設備および諸物品についてのお願い

(イ) 本来の目的以外の用途にご使用にならないでください。

(ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。

(ハ) 他の場所に移動したり、加工したりしないでください。

7. 館内以外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。

8. 館内で、賭博及び風紀を乱すような行為、または他のお客様に迷惑を及ぼすような行動はなさらないでください 。

9. 館内で許可なしに、他のお客様に広告物を配布したり、物品を販売したりなさらないでください。

10. 客室やロビーを許可なく事務所や営業所がわりとして使用なさらないでください。